

開催概要

■趣 旨

「ものづくり文化」が多く存在する西区では菓子産業が盛んで、名古屋市西区（以下：西区）の明道町や新道には菓子問屋や菓子製造関連業者が多く存在しています。そこで、菓子産業にスポットを当てたイベントを開催することで、西区の「ものづくり文化」の魅力をPRするとともに地域・産業の活性化を図ることを目的とします。

■日 時

令和8年11月3日（火・祝）午前10時～午後3時

■主催団体

西区民おまつり広場実行委員会（以下：実行委員会）

【事務局：西区役所地域力推進課】

■場 所

庄内緑地（名古屋市西区山田町大字上小田井字敷地 3527）



■開催内容

お菓子の販売や菓子産業の紹介を行います。

■出店申込資格（以下の内容に当てはまることとします。）

①西区内に事業所もしくは工場等がある菓子関連事業者であること。

- ・西区内の菓子問屋
- ・西区内で駄菓子・流通菓子・和菓子・洋菓子などを製造
- ・西区内に本社・本店・販売店舗などがある
- ・西区内で創業

②全国展開している店舗（チェーン店）ではないこと。

※出店資格の有無は、実行委員会で判断します。当てはまらないと判断した方には、**6月19日（金）**までにご連絡します。連絡がなかった場合は速やかに「出店及び事業計画書」をご提出ください。

出店条件等

■ 申込方法

別紙「出店申込書」（6月10日（水）まで）及び「出店及び事業計画書」（6月26日（金）まで）を西区おまつり広場実行委員会事務局（西区役所地域力推進課内）に提出してください。（FAX、メール、郵送可）

■ 募集数

20ブース程度

■ 出店内容

菓子の販売を基本として、補足的に展示やゲームを行うことも可とします。販売する菓子は、事業所・工場で製造されたものを原則としますが、現地調理によるものも可とします。（保健センターの許可が必要となる場合があります）

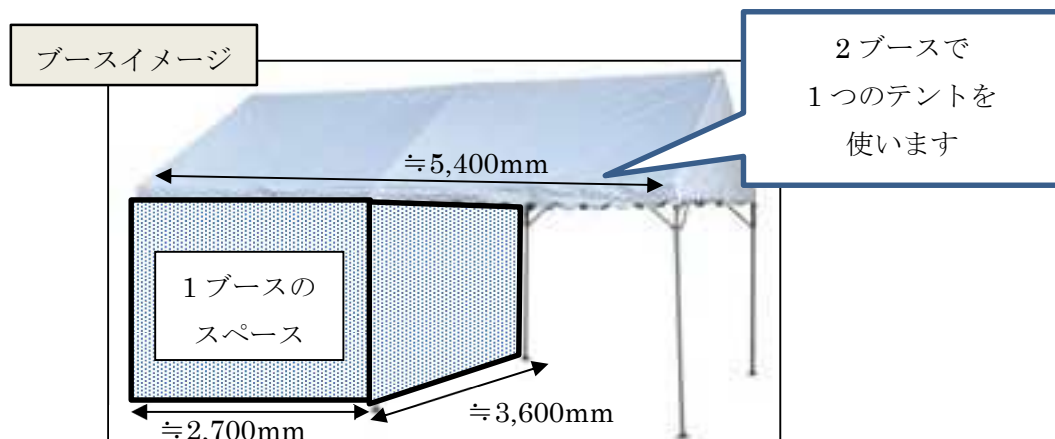
■ 出店スペース

ブースのサイズは間口2,700mm×奥行3,600mmです。

間口5,400mm×奥行3,600mmのテントの半分のスペースをご利用いただきます。

※基本は1ブースとします。ただし、応募状況によっては複数ブースお貸しする場合があります。

※1ブースを複数の店舗で利用するのは可とします。



■ 出店料

1ブースにつき6,500円

ご出店いただく店舗につきましては、後日、事務局が指定する期限までに出店料をお支払ください。

※期日までにお支払いが無い場合は出店を取り消します。

※悪天候や地震、洪水などの天災、感染症の流行及びその他やむを得ない不可抗力により、本催事を中止することがありますが、その際は出店料を含み、中止によって発生した出店者の損害については補償しません。

■有料貸出物品

出店料には、机・椅子等の設備は含まれていません。下記の資材については各出店者に費用を負担していただき、主催者側でとりまとめて用意します。

長机 180cm×45cm	1,300円
丸椅子	200円
テント側幕 幅360cm・幅270cm	いずれも1,300円
テント側幕 幅540cm	1,900円
コック付タンク	1,000円
業務用消火器	1,300円
発電機（消火器を含む）	13,000円

■出店位置

出店者会議にて決定します。

■販売禁止（以下に相当する物品は販売できません。）

- ①公序良俗を乱す恐れのあるもの。
- ②衛生上、害があると認められるもの。
- ③音や光、また熱や振動等を伴い、隣接区画に多大な迷惑のかかる恐れのあるもの。
- ④その他、西区も～やっこ お菓子まつりの趣旨に沿わないと認められるもの。

■販売物品

販売するものについては、食品表示を必ず記載してください。
レジ袋等の使用は極力お控えください。

■事故防止

危険防止には特に配慮すること。ブース外への看板設置・商品陳列は禁止です。

■その他

実行委員会の指示には必ず従い協力してください。

出店が決定した後でも、正当な理由がないにも関わらず実行委員会の指示や求めに応じない出店者については出店を取り消します。

その他

■物品の搬入

お菓子まつり前日（11月2日）に設営を行います。必要な場合は、その際に資材を予め搬入することもできます。ただし、事前に事務局に連絡が必要です。

※出店者が持ち込んだ資材については、主催者は、盗難・破損等があっても一切責任を負いませんのでご注意ください。

■ごみ処理

出店者は自己の出店ブース及びその周辺を清潔に清掃し、当日発生したごみについては、責任をもって持ち帰って下さい。

■問い合わせ先

西区民おまつり広場実行委員会事務局

（西区役所地域力推進課内）

電話 523-4525